

訪問介護・介護予防訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は(株)千代田技研が開設する指定訪問介護・介護予防訪問介護事業所「ひまわり」(以下「事業所」という。)が行う指定訪問介護・介護予防訪問介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員が、要介護・要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対し、適正な訪問介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条
- 1 事業の実施に当たっては、利用者である要介護・要支援者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
 - 2 事業所の訪問介護員等は、要介護・要支援者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画・介護予防訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	ヘルパーステーション ひまわり
所在地	埼玉県川口市安行原2451-3

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所の勤務する従業者の職種、員数及び業務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1人(常勤職員1人)
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問介護のサービスの提供に当たるものとする。
- 二 サービス提供責任者 1人以上(常勤職員1人)
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護・介護予防訪問介護の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護・介護予防訪問介護計画の作成等を行う。

三 訪問介護員 3人以上

訪問介護員は、訪問介護・介護予防訪問介護の提供に当たる。

(営業日・営業時間及びサービス提供日・提供時間)

第5条

- ① 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - ・営業日 月曜日～土曜日までとする。
但し、12月30日～1月3日(年末年始休暇)を除きます。
 - ・営業時間 8時30分～17時30分
 - ・連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。
- ② サービス提供時間は、次のとおりとする。
 - ・提供日 月曜日～日曜日までとする。
但し、12月30日～1月3日(年末年始休暇)を除きます。
 - ・提供時間 8時00分～18時00分
 - ・連絡体制 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制をとる。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護・介護予防訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護・介護予防訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、該当訪問介護・介護予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。

- 一 身体介護
 - 二 生活援助
- 2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・介護予防訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。
- | | | |
|---|-------------------------|--------|
| 一 | 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロ未満 | 500円 |
| 二 | 通常の実施地域を越えた地点から片道10キロ以上 | 1,000円 |
- 3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、訪問介護・介護予防訪問介護を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、川口市、草加市の区域とする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- 二 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規定に定めるほか、運営に必要な事項は、(株)千代田技研と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第10条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するために、以下の措置を講じる。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともにその結果について、従事者に十分に周知する。
- 2 虐待の防止のための指針を整備する。
- 3 従事者に対し、虐待格子のための研修を定期的実施する。
- 4 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 5 前1号に規定する委員会は、テレビ電話措置等を活用して行なう事ができるものとする。

虐待防止に関する担当者 サービス提供責任者 鈴木 健二郎

附則

この規定は平成21年 7月16日から施行する。

この規定は平成22年 8月 1日から施行する。

この規定は平成23年10月11日から施行する。

この規定は平成24年 4月 1日から施行する。

この規定は平成26年 6月16日から施行する。

この規程は平成27年 6月16日から施行する。

この規定は平成27年 8月 1日から施行する。

この規定は令和6年3月1日から施行する。